

介護予防サービスで生活機能の改善を



市では、住み慣れた地域でいつまでも元気に暮らしていけるよう「介護予防・日常生活支援総合事業」を実施し、介護予防の推進に取り組んでいます。適切に介護予防サービスを利用し、自立した生活を送れるよう生活機能の改善を目指しましょう。問い合わせは、長寿支援課長寿支援係（☎内線587）へ。

この事業は、要支援1・2の人、基本チェックリストを実施し該当となった事業対象者を対象としています。基本チェックリストは、長寿支援課、新里・黒根支所市民生活課、各地域包括支援センターで実施できます。利用するには、担当ケアマネジャーによるケアプランの作成が必要です。支援内容は、ケアプランに基づき提供されます。費用は、介護保険負担割合証に基づきサービス費の1割から3割が自己負担となります。

なお、下記のサービス費は基本報酬額を掲載しています。

訪問型サービス

▼介護予防訪問介護相当サービス

従来の介護予防訪問介護と同様の基準で行うホームヘルプサービスです。食事・入浴・排泄の介助などの身体介護や掃除・洗濯・調理などの生活援助を行います。

費用＝週1回の利用…サービス費（1か月1万1,680円）の自己負担分、週2回の利用…サービス費（1か月2万3,350円）の自己負担分、週2回を超える利用…サービス費（1か月3万7,040円）の自己負担分

▼訪問型サービスA

従来の介護予防訪問介護をもとに、身体介護を行わない、訪問介護員など以外の従事者（市が行う研修修了者）によるサービス提供が可能な生活援助サービス（掃除、洗濯、調理など）です。※身体介護が必要な人、同居家族による支援が可能な人、他の訪問型サービスを利用している人は対象外です。

利用頻度＝要支援1の人・事業対象者…週1回、要支援2の人…週2回

費用＝1回につき、サービス費（2,310円）の自己負担分

通所型サービス

▼介護予防通所介護相当サービス

従来の介護予防通所介護と同様の基準で行うデイサービスです。食事や入浴、機能訓練などのサービスを行います。送迎も対応します。

費用＝週1回の利用…サービス費（1か月1万6,470円）の自己負担分、週2回の利用…サービス費（1か月3万3,770円）の自己負担分

▼通所型サービスA

従来の介護予防通所介護をもとに、入浴・排泄・食事の介助などを行わない、介護予防に係る運動やレクリエーションを行うサービスです。送迎も対応します。※常時の付き添いが必要な人、他の通所型サービスを利用している人は対象外です。

利用頻度＝要支援1の人・事業対象者…週1回、要支援2の人…週2回

費用＝1回につき、サービス費（3,220円）の自己負担分

▼通所型サービスC事業

保健・医療の専門職による、生活機能の改善・維持を目的とした短期集中型のサービスです。場所、期日などは、下表のとおりです。※他の通所型サービスを利用している人は対象外です。

募集人数＝各20人

費用＝1回につき、事業費（3,500円）の自己負担分

申し込み＝担当ケアマネジャーに相談のうえ、ケアプランと申請書を長寿支援課に提出してください。申請用紙は同課と市ホームページにあります。

●複合型プログラム

理学療法士または作業療法士、管理栄養士、歯科衛生士などによる運動・栄養・口腔についての講話や実習を行います。送迎も対応します(送迎範囲は要相談)。

時間＝午前10時から

事業所名	場所	期日
社会福祉法人希望の家 デイサービスのぞみの苑	特別養護老人ホームのぞみの苑(相生町五丁目)	11月7日から平成31年1月30日までの水曜日※平成31年1月2日を除く
医療法人社団にいさ と会介護老人保健施設さくら苑	新里総合センター(新里町武井)	12月6日から平成31年2月28日までの木曜日※平成31年1月3日を除く

●運動器の機能向上プログラム

機能訓練指導員認定柔道整復師などによる体操や筋力向上のための運動を行います。※送迎については要相談

事業所名	場所	期日
桐生・みどり市柔道整復師会	青年の家	11月6日から平成31年1月22日までの火曜日※平成31年1月1日を除く